

## 送付先住所(登録・変更・解除)申請に関するご案内

(1)送付先の登録・変更の依頼ができるのは、以下の場合に限られます。

- ①送付先が親族、成年後見人等、または相続人である。
- ②郵便物を現住所に送付することができない具体的な理由（施設入所、病院に入院等）がある。  
※施設・病院を送付先とする場合は、あらかじめ施設・病院の了承を得てください。

(2)登録済みの送付先を変更、または解除する際は、申請者が登録済みの前申請者と異なる場合には、前申請者の自署による同意が必要です。（申請書内に署名欄があります）

(3)送付先の登録・変更の際は、申請書の他、下記の添付書類の提出が必要です。  
送付先に応じて、以下の書類を必ず提出してください。

送付先	必要書類
被保険者本人、親族	<ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者本人の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、保険証 等） ※被保険者本人死亡後の登録・変更の際は被保険者本人確認書類は不要です。</li><li>・送付先となる方の、住所が確認できる本人確認書類の写し</li><li>・申請者が本人または送付先と異なる場合、申請者の本人確認書類の写し</li></ul>
成年後見人 等	<ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者本人の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、保険証 等）</li><li>・成年後見人 等であることを証明する書類の写し（登記事項証明 等）</li><li>・成年後見人 等の、上記証明書類に記載の住所が確認できる本人確認書類の写し</li><li>・申請者が本人または送付先と異なる場合、申請者の本人確認書類の写し</li></ul>
施設・病院 等	<ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者本人の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、保険証 等）</li><li>・本人が入所していることと、入所先の住所が確認できる書類の写し（入居契約書、入院診療計画書 等）</li><li>・申請者が本人または送付先と異なる場合、申請者の本人確認書類の写し</li></ul>

## 送付先を登録・変更・解除する際の注意点

- (1)すでに発送準備の整っている書類は、この申請書の届出日以降でも変更前の住所に届くことがあります。ご了承ください。
- (2)この手続きは、被保険者の方の事情により、後期高齢者医療 または 介護保険、もしくはその両方の郵便物の宛先のみを変更するものです。居住地が変更となる場合は、区民事務所などで速やかに住所変更の手続きをお願いします。もしも住所地に居住されていないことが判明した場合は、住所登録が抹消され、保険の資格を喪失することになります。

### 【問合せ先】

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所

#### ◆高齢医療・年金課 資格収納係

電話：03-3880-6041 ファックス：03-3880-5981

メール：korei-nenkin@city.adachi.tokyo.jp

#### ◆介護保険課 資格保険料係

電話：03-3880-5744 ファックス：03-3880-5621

メール：kaigo@city.adachi.tokyo.jp